

11月は「ねんきん月間です」 身近で大切な年金について考えましょう！

日本年金機構は、厚生労働省と協力して皆さんに公的年金を身近で大切なものとして考え、年金制度に対する理解を深めていただくため、11月を「ねんきん月間」としています。

◆老後や「もしも」のときに備えて国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての方は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、国の運営により給付に必要な費用の2分の1を国が負担していて、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やけがで障がいが残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届け出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられなかったり、少なくなったりしてしまうこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金への加入届け出をして、保険料もきちんと納めましょう。

◆国民年金保険料の納付が困難なときは

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きにより納付が免除または猶予される制度があります。

①自営業・農林業・無職などの方…「保険料申請免除制度」

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料が全額または一部免除となります。

②30歳未満の方は…「若年者納付猶予制度」

本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

③学生の方は…「学生納付特例制度」

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合に在学中の保険料の納付が猶予されます。

◆20歳になったらすべての人が加入します 国民年金の加入者は次の3つに分けられます

種別	加入者	加入の届け出	保険料の納付
第1号被保険者	自営業・農林業・学生・無職の方など	ご自身で市役所の国民年金担当窓口へ届け出	ご自身で納付月額14,980円(平成24年度)
第2号被保険者	会社員・公務員など、厚生年金や共済組合に加入している方	勤務先が届け出	給料などから天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先が届け出	なし(配偶者の加入している年金制度が負担)

◆暮らしをサポート3つの基礎年金

	対象	年金額(平成24年度)
老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある方が65歳から受けられます。	786,500円(満額) ※保険料を40年間納めた場合
障害基礎年金	国民年金加入中に初診のある病気やけがで国民年金法の1・2級の障がいがある間、支給されます。	1級983,100円 2級786,500円
遺族基礎年金	国民年金加入中や老齢基礎年金を受けているか受けられる方が死亡したときに、その方に生計を維持されていた子のある妻、または子に支給されます。(子とは18歳到達年度末までの子または20歳未満の障がいのある子をいいます)	786,500円+子の加算

※障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日または死亡された日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること、もしくは初診日または死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(保険料納付要件)が必要です

※国民年金は賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みなどにより年金額が改定されるため減額となることもあります

■問合せ 佐野総合窓口課☎(20)3019・田沼総合窓口課☎(61)1124・葛生総合窓口課☎(86)4713

ご利用ください自動交付機

市役所が休みの日に急に印鑑登録証明書や住民票が必要になったことはありませんか？
そんな時に便利なのが自動交付機です。

■問合せ	
佐野総合窓口課 ☎	(20) 3 0 1 6
田沼総合窓口課 ☎	(61) 1 1 2 4
葛生総合窓口課 ☎	(86) 4 7 1 3

自動交付機Q&A

自動交付機でどんな証明書がとれるの？ 利用できる時間は？

世帯全員の住民票、個人の住民票、印鑑登録証明書がとれます。
平日・土日・祝日も午前8時30分～午後5時15分です。

利用してみたいけどどうすればいいの？

印鑑登録証に数字4ケタの暗証番号の登録をお願いします。申請はご本人しかできません。また停電、定期点検、故障などにより利用できない場合もあります。

暗証番号を登録するにはどうすればいいの？
免許証やパスポートがなくて保険証しかない人はどうすればいいの？

総合窓口課へ印鑑登録証と運転免許証またはパスポートをお持ちいただき、申請書に記入していただければOKです。
佐野市役所東飯庁舎事務棟1階の北側入口内にあります。

自動交付機はどこにあるの？

印鑑登録証を新しいカード（自動交付機用カード）に交換はお済みですか？

4ケタの暗証番号を登録していただければ、無料で交換します。

「渡良瀬川上流圏域」の河川整備計画原案について 地域の皆さんからのご意見を伺います

河川整備の計画(案)に関し、地域の皆さんのご意見をお寄せください。

- ▶ **縦覧対象** 一級河川利根川水系渡良瀬川上流圏域河川整備計画(変更原案)
- ▶ **縦覧場所** 栃木県県土整備部河川課、栃木県安足土木事務所、佐野市役所道路河川課(田沼庁舎新館3階)
栃木県ホームページ(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/index.htm>)
- ▶ **縦覧期間** 11月1日(木)～28日(水)の平日午前9時から午後5時まで
※ホームページは期間中、いつでもご覧になれます
- ▶ **意見書の提出** 11月1日(木)～28日(水)の間(必着)に、上記縦覧場所に備え付けの用紙「河川整備計画変更原案に対する意見書」を縦覧場所に直接お出しいただくか、任意の用紙に住所・氏名を記載したうえで、郵便、ファックスまたは電子メールで、栃木県県土整備部河川課まで

〒320-8501(住所不要) 栃木県県土整備部河川課
FAX 028(623)2441 ☑ kasen@pref.tochigi.lg.jp

■問合せ 同課 ☎ 028(623)2446